

【 処置 】

１００ 女性に対する導尿（尿道拡張を要するもの）の算定について

《令和６年３月２９日》

○ 取扱い

女性に対する J 064 導尿（尿道拡張を要するもの）の算定は、尿道狭窄症がある場合、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

尿道狭窄症は、外傷や炎症等により尿道粘膜（壁）が損傷し、その治癒過程で粘膜（壁）の線維化や癒痕化がおこり、尿道内腔が狭くなる疾患である。女性は尿道が短いため、尿道狭窄症は少ないが、尿道狭窄症を発症した場合は、尿の排出障害や尿路感染症を引き起こすことがある。

このため、女性で尿道狭窄症がある場合は、導尿の際に尿道拡張が必要となり、J 064 導尿（尿道拡張を要するもの）の算定は、原則として認められると判断した。